

令和2年度 岐阜県

「子ども・若者育成支援強調月間」実施要綱

実施期間 令和2年11月1日（日）～11月30日（月）

趣旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に、関係機関・団体等と連携し、子供・若者育成支援に向けた各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、次代を担う子供・若者の育成支援の一層の充実と定着を図る。

実施主体

岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察

協力

市町村、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、青少年育成市町村民会議、日本たばこ産業株式会社

重点項目

- (1) 若者の社会的自立支援の促進
- (2) 子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- (3) 子供の貧困対策の推進
- (4) 児童虐待の予防と対応
- (5) 生活習慣の見直しと家庭への支援

1 青少年の自覚と行動を促す取組（高校生のびのびプロジェクト）※ 重点項目（1）～（5）

青少年の健全育成のためには、大人からの働きかけのみならず、青少年自身の自覚と行動が必要である。強調月間中においては、地域や自治体の街頭啓発活動への参加をはじめ、社会のルールを守ることの重要性に関する学習やボランティア活動等の様々な取組を「高校生のびのびプロジェクト」として位置づけ、高等学校・特別支援学校および高校生の自主的な取組を支援し、青少年の規範意識の高揚と社会参加活動を推進する。

（活動例）・青少年の健全育成や街頭啓発活動（市町村の取組に参加・協力）

※スマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング利用促進についての啓発など

- ・地域や学校での清掃活動、挨拶運動、交通安全運動（市町村の取組に参加・協力）
- ・出前講座等の講師
- ・募金活動

2 困難を有する子ども・若者への支援 ※ 重点項目（1）（3）（4）

（1）相談窓口担当者研修会の開催

子ども・若者が実際に困難を有した場合、より身近なところから支援が受けられるように、各市町村の子ども・若者の育成支援体制の構築に向け、相談窓口担当者の知識の習得とスキルアップを目的に講座を準備し、相談支援担当者研修会を開催する。

（2）相談・支援機関担当者情報交流会の開催

市町村や地域における相談・支援体制の充実に向けたネットワークづくりを支援するため、相談・支援窓口の現状や問題点等について意見交流や情報交流することで、今後の連絡の糸口とし相談窓口体制の構築に向けた支援をする。

（3）児童虐待の予防と対応に向けた取組の推進

11月は「児童虐待防止推進月間」でもあるため、「清流の国ぎふオレンジリボン運動」として、講演会や啓発活動を通じて広く県民に児童虐待の防止について周知し、理解を促進するための取組を行う。

（4）青少年の社会的自立支援対策の推進

ニート状態にある若者を支援する機関である「岐阜県若者サポートステーション」（ぎふサポ）の周知を図るチラシを配布する。

3 インターネット利用に関する調査・啓発活動 ※ 重点項目（2）

（1）岐阜県青少年健全育成条例の周知

青少年が使用するスマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング利用を徹底するため、岐阜県青少年健全育成条例に定める携帯電話事業者・販売店及び保護者の義務について周知活動を行う。

（2）インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査を実施してフィルタリングソフトの導入状況を確認し、未導入の店舗に対しては積極的な導入を依頼する。

（3）スマートフォン等の携帯電話の安全・安心利用に関する研修会開催

事業者等の協力を得て、学校等が主催する生徒、保護者、教職員等を対象としたスマートフォン等の携帯電話の安全・安心利用に関する研修会に講師派遣を行う。

（4）情報セキュリティすごろくの出前授業開催

情報セキュリティすごろくの出前授業を県内の小・中学生を対象に開催し、ネット利用に関する学習や家庭でのルール作り等の取組を県内各地に広げ、正しいネット利用を促成する。

4 青少年を健全に育む環境の整備 ※ 重点項目（2）（5）

（1）立入調査活動の強化

青少年を健全に育む社会環境の整備を図るため、次の事項を重点とした立入調査活動を強化する。

- ・図書類等取扱業者に対して有害指定図書類等の区分陳列の徹底を指導
- ・携帯電話販売店に対して、フィルタリングの内容説明等の条例の遵守状況を確認
- ・マンガ喫茶・インターネットカフェに対してフィルタリングソフトの導入状況を確認し、未導入の店舗に対しては積極的な導入を依頼【再掲】
- ・深夜入場制限施設（カラオケ等）に対して、年齢確認及び表示板掲示の徹底を指導

（2）地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

学校、関係機関、地域住民、安全・安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

（3）薬物乱用対策等の推進

薬物乱用の根絶を図ることを目的とした「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」（10月1日～11月30日）の期間中であり、ラジオでの広報を実施する他、関係機関と連携し、薬物乱用防止の啓発活動を実施する。

また、近年、若年層を中心に大麻乱用の広がりが懸念されており、若者を対象とした取り組みとしてFC岐阜の試合会場で啓発資材を配布する。

（4）岐阜県地域子ども支援賞贈呈式の開催

子どもたちが地域で行う様々な活動を一所懸命に支え、その実績について地域の方々から高い評価を得ている個人及び団体に感謝状を贈呈し、その功績をたたえることにより、地域の教育力向上とともに、地域全体で子どもを育てる環境を整備することを目的に感謝状贈呈式を開催する。

- ①催期期日 令和2年11月18日（水）
- ②開催場所 OKB ふれあい会館 サラマンカホール
- ③実施内容 岐阜県地域子ども支援賞の贈呈、選考委員による講評

5 青少年の健全育成に向けたイベント等、広報活動 ※ 重点項目（2）（5）

（1）子ども・若者の食育の推進

①親子ふれあい給食（主催 公益財団法人岐阜県学校給食会 後援 岐阜県教育委員会）

小・中学校の児童生徒並びに保護者を対象に、親子で料理をすることを通して、料理作りの楽しさや食の重要性など食の実践力を高めるとともに、学校給食への理解を図るために親子で調理実習を実施する。また、地産地消の推進や食を通じて家庭との連携を深め、地域社会における食生活の改善を図る。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、中止。

②高校生食育リーダー

県内公立高校及び特別支援学校の高校生を対象に、卒業後の食の自立を目指し、ライフスタイルに応じた健全な食生活が送れるようにするために、食の専門家を講師に招き、食に関する知識や技術などを身に付ける講義や体験学習を実施する。

③保護者のための食育支援事業

次世代を担う子供と青年期への食育を推進するため、子育て中の保護者を対象に、栄養バランスに配慮した食生活をどれだけ実践しているのか調査するとともに、食育の普及啓発を実施する。

（2）その他、各種広報啓発活動

すべての県民が、青少年の育成支援に対する理解を深め、日常的に取り組む気運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て実施する。

①ホームページやツイッター、フェイスブック等の広報媒体を活用した周知活動を実施

②デパート、ショッピングセンター等の大型商業店舗における店内放送を依頼

③各地域において、市町村や青少年育成市町村民会議等が中心となり、街頭啓発活動等を実施